

令和 8 年 9 月 16 日
経済産業省
中小企業庁
経済産業政策局
イノベーション・環境局

「取引相場のない株式の評価」見直しに係る意見

「取引相場のない株式評価」見直しの背景として、①会計検査院による令和 5 年度決算検査報告「第 4 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について」における、「類似業種比準方式では、特に規模の大きい企業ほど申告時の株式の評価額（対純資産価額）が相対的に低く算定される傾向があり、異なる規模区分間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとは言えない」旨の指摘とともに、②現行の評価体系が各種租税回避スキームの温床となっているとの国税庁の認識に基づき、本有識者会議を開催し、議論が行われているものと認識している。

会計検査院の報告では、上記のとおり、異なる規模区分間の公平性に関する課題が指摘されているが、規模区分に応じて異なる評価方式を定めることや、現行の類似業種比準方式そのものが不適切であるとまでは指摘されていないものと認識している。また、国税庁において恣意的な会社規模の変更による評価額圧縮等の租税回避スキームを過去 10 年間で 14 件確認したとされていることへの対処としても、まずは現行の評価方式の枠内でとりうる対応策から検討する余地があると考えられる。有識者会議の議論で従来の評価方式を抜本的に変更する見直し案の検討が進められているが、多くの事業者における事業承継に深刻な影響を与えるとの懸念の声が広がっていることに加え、そうした具体的な影響についての検証・分析や、上記①②を踏まえて現行の評価方式の中で対応できる事項について、十分に議論が尽くされていないのではないかという懸念の声も届いており、こうした声を踏まえ、丁寧に議論を積み重ねていただくことで対象となる事業者を始めとした関係者の理解の得られる見直しとなることを要望する。

こうした考えの下、令和 9 年度税制改正要望においては、「取引相場のない株式の評価方式に関する見直し（相続税・贈与税）」について、経済産業省・中小企業庁より「取引相場のない株式の評価は、株主の区分及び会社の規模等に応じて実態に即した評価をすることとされているが、今般の評価方式の見直しにあたっては、企業の成長や事業承継を阻害することがないように、慎重な検討が必要である。見直しによる影響や事業者の懸念を踏まえ適切な措置となるように検討する。」との要望を出しており、当該要望に基づき下記のとおり意見申し上げる。

(1) 評価額の変動による事業承継への影響について、業種や経営状況等に応じた、個別具体的なケース別、類型別及びマクロでの分析・試算を示し、拙速ではなく丁寧に検証・議論すべき

今回の見直しの対象となる国税庁の財産評価基本通達は、贈与税・相続税の課税ベースとなる株式の評価額に関するものであり、事業承継時の後継者の負担に直結するものである。相続や贈与で株式を引き継いだ経営者は、事業継続の前提となる経営権を保持するために株式の保有を継続する必要がある、換金することができない中で、後継者個人に現金での納税負担が発生するものであるということに留意すべきである。

現在議論が進められている新しい評価方式については、資産規模の大きい企業や収益性が高い企業ほど現行の評価方式に比べ評価額が著しく増大することが見込まれている。また、中堅企業・中小企業には、事業の多角化の中で国内外に子会社を保有するケースや、地域の技術継承等のために M&A で会社を承継したケース等、非上場企業においてもグループ形態で事業運営される事例も多い。このため、保有している子会社株式の評価方法に関して今回示されている見直し案については、現行に比べ評価額が著しく増大する懸念がある。

このような評価方式の変更による株式評価額の急激な引上げは、現行の評価方式に依拠して計画的に準備してきた多くの企業の予見可能性を害し、事業承継計画の前提を覆すこととなり、例えば、納税原資を確保するため、会社の経営・事業に必要な資産や株式を他社に売却せざるを得なくなる、さらには廃業に追い込まれるなど、事業承継に深刻な支障を来すおそれがある。

今回の見直しは税収増加を目的としたものではないと説明されているが、このような大規模な評価方式の見直しを行うのであれば、事業者への影響の大きさに鑑み、拙速に結論を出すことは避けるべきである。取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第 6 回）の国税庁資料における評価水準の分析は、企業の規模別の中央値の指標を示しているのみのごく限定的なものであり、上記のとおり、企業への影響の程度はこれだけでは全く不十分である。単にマクロの税収への影響にとどまらず、我が国には、中堅・中小企業が約 175 万社（法人数）いる中で、どのような事業者にとどの程度の負担増となるか、個々のケースや詳細な類型別の影響が具体的に把握できるよう、業種や経営状況等に応じた具体的な試算・検証を広範に行った上で、関係者の納得が得られるように十分な時間をかけて丁寧に議論を行うことが必要と考える。

(2) 国の政策的方向性に逆行するような見直しとならないこと

経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）において「「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済をけん引する必要がある」、「「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する」とあるように、中堅・中小企業の稼

ぐ力の強化に向けた取組を支援することが政府の政策方針となっている。

こうした中、今回の見直し案は、純資産額に直近5年程度の超過収益を上乗せして株式評価額とするものであるが、こうした評価方法の変更により、以下のような影響が懸念される。

- ① 地域の中堅企業を含め、資産規模の大きい企業、収益性の高い企業、国内外に子会社を保有する企業は、評価額（納税負担）が大幅に増大し、納税資金を捻出するため、株式や事業資産を第三者に売却せざるを得なくなる、あるいは設備投資等の成長投資に充てるべき資金調達枠を納税資金の確保に充てる可能性がある。さらには廃業に追い込まれる等、事業承継に支障を来すおそれがある。
- ② 企業の収益拡大が承継時の負担増に直結するため、企業経営者が収益拡大に向けた成長投資を抑制するおそれがある。

このように、今回の見直し案は、経営者の成長に向けた投資マインドを減衰させるものであり、中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化し、地方も含めた賃上げを実現するという政府の政策の方向性に逆行するものであると言わざるを得ない。

また、会議の中では「評価と負担」の問題は別であり、負担の問題は税制で対応すればよいとの考え方も示されているが、**事業承継税制については、中堅企業は対象外であり、中小企業においても長期にわたり管理コストがかかる等により活用できる者は限られている実態を踏まえて検討する必要がある。**

加えて、スタートアップについても、ストックオプション等を利用して人材確保を行っている場合、今回の見直しの在り方によっては、事業承継以外の政策分野にも影響を及ぼしかねない点などにも留意が必要である。

いずれにしても、経済政策の方向性と逆行することや円滑な事業承継の停滞を招くようなこととならないよう、要望するものである。

以上